

福島市公告第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による  
都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、  
次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年7月24日

福島市長 木幡 浩

1 都市計画事業の種類及び名称

県北都市計画道路事業

3・4・109号 矢剣町渡利線

2 縦覧場所

○福島市五老内町3番1号

福島市建設部道路整備課

○福島市渡利字舟場7番1号

福島市渡利支所